

令和8年3月改定

PTA活動 ガイドブック

～PTA活動の紹介とお誘い～



川崎市立西菅小学校PTA

1. PTAについて

(1) PTAとは

PTAとは、保護者と教職員で構成された会で、子どもたちの健やかな成長と幸せを願い、ともに話し合い、ともに学びあって活動する団体です。お子さんが学校に入学された日から保護者の方々にPTAの会員になっていただき、一緒に活動をしていただきますようお願いをしています。規約は、会の運営や活動の基本を定めたものです。会員は規約をよく知り、「会の目的」「活動の内容」「各委員会の組織・構成」等を理解していただき、みなさんで協力しながら活動を進めていきます。

(2) PTA入会届

PTAが任意団体であることを踏まえ、入会意思の確認方法を明確にするため、令和8年度より入会届をもって入会出来るように規約改定しました。

◆西菅小学校PTAの活動

活動目的

- ・子ども達の環境と安全を守る
- ・学校行事への協力
- ・家庭と学校の連帯
- ・保護者同士の交流の場

運営費用

会費は一家庭につき250円/月。
貴重な会費を有効に活用するため、毎年本部会計を中心に予算を立て、総会で決済報告を行います。

2. 活動内容

総会

- ・年に2回(年度初めと年度末)に開催。(書面開催含む)
- ・活動報告、役員、委員の承認、規約の改正等。

運営委員会

- ・PTA本部役員及び校外委員・成人委員の各委員長と副委員長と教員(学校長・教頭・教務主任)が出席。
- ・年3回程度開催。
- ・本部役員、各委員会からの活動報告。
- ・学校行事についての情報交換等。

学年委員会

- ・PTA本部役員・校外委員・成人委員・教員(学校長・教頭・教務主任)が出席。
- ・年2回(年度初めと年度末)に開催。
- ・年度初めの委員会では、活動の引き継ぎや役割決め等。
- ・年度末の委員会では、1年を通しての活動報告及び反省等。



各委員会(校外・成人活動)の定例会は、活動状況に応じて開催します!

3. P T A本部役員 の役割

各行事の提案・実行・会計予算議決・重要事項審議・決算報告など

会長	<ul style="list-style-type: none"> ・西菅小学校のP T A保護者総代表 ・他校の会長と交流を持ち、情報交換 ・様々な行事や会議等での挨拶 ・年間を通してのスケジュール管理及び調整 ・保護者・地域の方々とのパイプ役 ・菅地区社会福祉協議会に出席
副会長 (内副)	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の補佐役 ・学校と保護者の仲介役(窓口) ・運営委員会などでの進行役
副会長 (外副)	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩区の学校間の情報交換役 ・月1回、区Pの運営委員会に出席 ・施設開放委員会に出席 ・区Pや市Pの活動内容を運営委員会にて報告
副会長 (地域副)	<ul style="list-style-type: none"> ・菅地区社会福祉協議会に出席 ・地域教育会議に参加 ・広報ボランティア担当
会計	<ul style="list-style-type: none"> ・P T A会費収益金と予算のとりまとめ ・P T A備品管理および連絡窓口 ・古紙回収費の管理
書記	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会での議事録の作成 ・種々行事(P T A総会など)の文書作成 ・広報誌「P T Aだより」年2回編集、発行

会計監査(2名)

- ・P T A予算が適切に使われたかどうかを調査。
- ・総会などで、P T A会員へ報告を行う。



南菅中学区地域教育会議保護者委員(1名)

- ・地域の活動に参加。主に金曜日もしくは土曜日の夕方に打合せがある。

4. 各専門委員会・各委員会の役割

- ・募集状況により、選出方法や活動内容は変更になる場合もあります。

校外委員会

- ・地域の方々(こども110番のお宅等)と力を合わせて、子ども達の安全対策をします。
- ・下校時に学区内パトロールを行います。(ボランティア募集)
- ・登校時のあいさつ運動を行います。(ボランティア募集)



成人委員会

- ・P T A会員向けに、年2回程度の親または親子一緒に楽しめるセミナー(イベント)の企画、参加募集の案内、集計、当日の準備運営、反省会などを行います。
(給食試食会、天体観測会などを開催)



推薦委員会

- ・ 学年委員（校外委員・成人委員）の中から4名とPTA本部役員の中から1名、学校から1名で構成されます。
- ・ 次年度の役員候補者を選出し、年度末の総会で推薦します。

ふれあいまつり実行委員会

- ・ 各学年3名選出され、ふれあいまつり実行委員となります。
- ・ 実行委員の中から、各学年1名選出し、運営委員となります。
- ・ 毎年、秋頃に開催するPTA主催のおまつり企画立案・準備、運営を行います。



☆西菅お手伝い隊（ボランティア）

ふれあいまつり、パトロール・あいさつ運動、広報ボランティアなどのお手伝いです。
※その都度募集がありますので、皆さまご協力をお願いいたします。

有志による活動

☆ソフトボール

保護者、特にお父さん達や先生方が参加。チーム名は“ウエストタイフーン”区Pの大会や近隣校との対外試合を行っています。お母さん達の参加も大歓迎です。

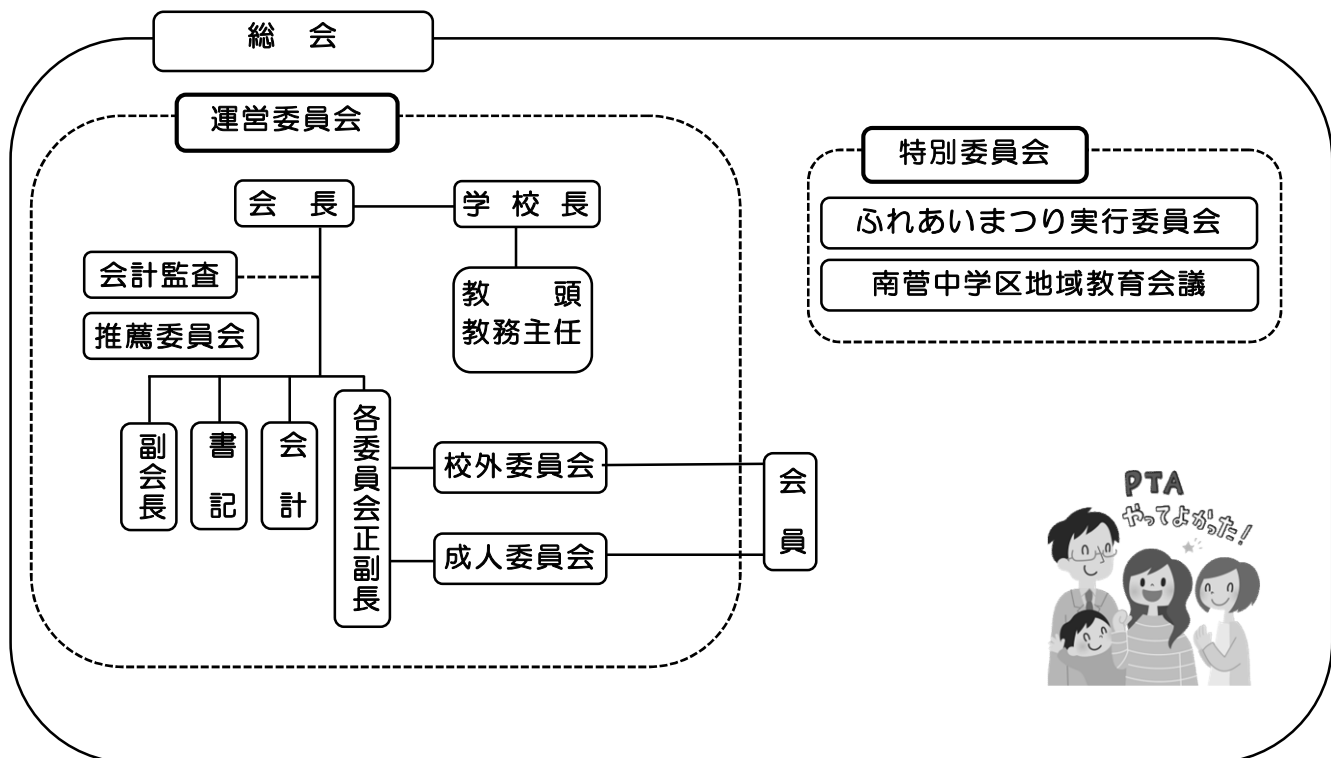
☆バレーボール

お母さん達が参加してチームを作っています。区Pの大会や近隣校との対外試合を行っています。

☆図書ボランティア

保護者が参加して朝の読み聞かせやお話し会、図書室の飾りつけなどを行っています。

◆ P T A 組織図



川崎市立西菅小学校PTA規約

第一章 名 称

第1条 この会は川崎市立西菅小学校PTAと称し、事務局を川崎市立西菅小学校に置く。

第二章 目的・活動及び方針

第2条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかる事を目的とし、その目的を遂げるために必要な活動をする。

第3条 この会の会員は、この会の名のもとに一切の営利活動、宗教活動、政治活動に関係してはならない。

第4条 この会は教育活動を助成するための意見を具申し、参考資料を提供するが、直接に学校の管理や教職員の人事に干渉するものではない。

第三章 会 員

第5条

- (1) ①この会の会員は、川崎市立西菅小学校に在籍する児童の保護者と教職員で構成する。
 - ②本校PTAへは入会届の提出（書面または電磁的方法）をもって入会したものとみなす。
 - ③会員は児童の卒業、転校及び勤務校の異動、退職などにより会員資格を失った場合に自動退会となる他、所定の退会手続きをもって本校PTAを退会できる。
 - ④PTA休止時は会費を徴収しない。また、活動ごとに希望者を募って学校ボランティア活動を行う。集まらない場合は、その活動は行わない。
- (2) 「PTA活動記録カード」の運用
 - ・この会に在籍する児童の保護者は、「PTA活動記録カード」を記入する。
 - ・保管は、PTA本部役員とし、保管期間は、在籍中とする。
 - ・「PTA活動記録カード」の個人情報、役員選出時の目的以外に利用しない。

第四章 機 関

第6条 この会には、次の機関を置く。

1. 総会

- (1) 定期総会は、毎年2回年度初めと年度末に開く。（書面総会含む）必要に応じて臨時総会を開く事ができる。
- (2) 総会の定足数は、全会員の3分の1以上（委任状を含む）とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
 - ・ 緊急非常事態等、会員が一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議する。
- (3) 定期総会は、次の通り行う。
 - ・ 年度初めは、前年度の活動及び決算の報告、新年度の会計監査委員の選出・新年度の活動計画・予算案の承認、規約の改廃等
 - ・ 年度末は、次年度役員の選出、PTA活動の休止（役員立候補者の不足等による）

2. 役員会

- (1) 役員会は、原則として次の役員によって構成され、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。また、特別の事情がある年度は副会長以下の役職について、総会で承認された場合、その人数を変更できるものとする。
 - ・ 会長1名（保護者）
 - ・ 副会長2名以上（保護者）
 - ・ 会計2名（保護者）
 - ・ 書記3名（保護者2・教職員1）
- (2) 役員の選出は次の方法による。
 - ・ 役員推薦委員会において、役員候補者を選出する。但し、立候補を妨げない。また、教職員の役員候補者の選出は学校に一任する。
 - ・ 役員候補者の氏名は年度末総会の前日までに会員に通知する。
 - ・ 役員の決定は総会出席者の信任による。
- (3) 役員の任務は次の通りである。
 - ・ 会長はPTAを代表し、この会を総括する。
 - ・ 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその業務を代行する。
 - ・ 会計は会計事務を処理する。
 - ・ 書記は会務の記録・その他業務を遂行する。

- ・各委員会の選出人数を決定する。(以下、各委員会の記載人数は、原則とする。)
- (4) 役員の選出にあたり、立候補者の不足等により活動が困難となる場合、当年度のPTA活動は縮小または中止とし、休止管理者として会長を選出する。本会の再開については、休止期間終了前に学校及び保護者の代表による協議を行い、総会にて決定する。また、本校在籍児童の保護者・職員全員から所定の手続きをもって入会の意思を確認する。
3. 運営委員会
- (1) 運営委員会は、役員・校長及び各専門委員会正副委員長により構成され、開催する。
- (2) 運営委員会の会務は次の通りとする。
- ・会務全般にわたる活動内容を把握し、総括する。
 - ・総会に提出する活動計画の立案及び予算案の編成等を行う。
 - ・専門委員会等の連絡調整をする。
 - ・渉外にかかわる諸事項を処理する。
4. 学年委員会
- (1) 学年委員会は、役員・学年委員及び校長・関係職員で構成され、開催する。
- (2) 学年委員の選出は次の方法による。
- ・各学年の保護者より選ぶ。但し、再任を妨げない。また、委員につき6名に満たない場合は、学年を超えての選出とする。
- (3) 学年委員会の任務は次の通りとする。
- ・各専門委員会を構成する。
 - ・会務全般にわたる活動計画について討議する。
 - ・教職員との連携を密にし、教職員に協力する。
5. 専門委員会
- (1) 専門委員会は学年委員と若干名の教職員で構成し、次の委員会を置く。
- ①校外委員会 ②成人委員会
- (2) 専門委員会ごとに互選により、正副委員長、会計、書記、推薦委員を選出する。
- (3) 各専門委員会の任務は次の通りとする。
- ①校外委員会
学校・家庭・地域における児童の安全を守り、環境の向上に努める。
- ②成人委員会
会員相互の交流親和をはかり、セミナー企画等を行う。
6. 役員推薦委員会
- (1) 役員選出のための役員推薦委員会を置く。
- (2) 役員推薦委員会は、専門委員から4名以上、役員から1名、学校から1名で構成される。
- ・役員推薦委員会は、委員の互選による委員長1名を選出する。
 - ・役員推薦委員長は、総会において役員選考経過及び役員候補者名を発表し、承認を得なければならない。
- (3) 原則として役員推薦委員は、役員候補者になることはできない。
- (4) 役員推薦委員会の委員は、その任務を終了した時に解任される。
7. 特別委員会
- (1) 特別委員会は必要に応じ運営委員会によって設ける事ができる。
- ・南菅中学校区地域教育会議保護者委員を特別委員会とする。任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
 - ・ふれあいまつり実行委員会を特別委員会とする。任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 委員の選出は次の方法による。地域教育会議保護者委員については、役員推薦委員会において委員候補者を1名以上選出する。但し、立候補を妨げない。ふれあいまつり委員については、学年より**3名**選出する。
8. 会計監査委員会
- (1) 会計監査には、学級委員以外の保護者2名・教職員1名の委員を置く。
- (2) 会計監査委員候補者は前年度運営委員会が選考し総会の承認を得る。
- (3) 会計監査委員会は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 五 章 会 計

第7条 この会の経費は、会費及びその他の収入によってまかなう。

第8条 この会の会費は月額1世帯250円とする。(会費徴収は学校に委任)

PTA休止時は、会費を徴収せず一般会計口座を休眠状態とする。また、古紙会計口座よりPTA維持のため、必要最低限の運営資金および児童全員に還元される費用を支出する。運営に関しては西菅小学校保護者が設立したボランティア団体が行う。

さらに、取り扱いについてはPTA規約に基づくか使用についてすべて開示する。

第9条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

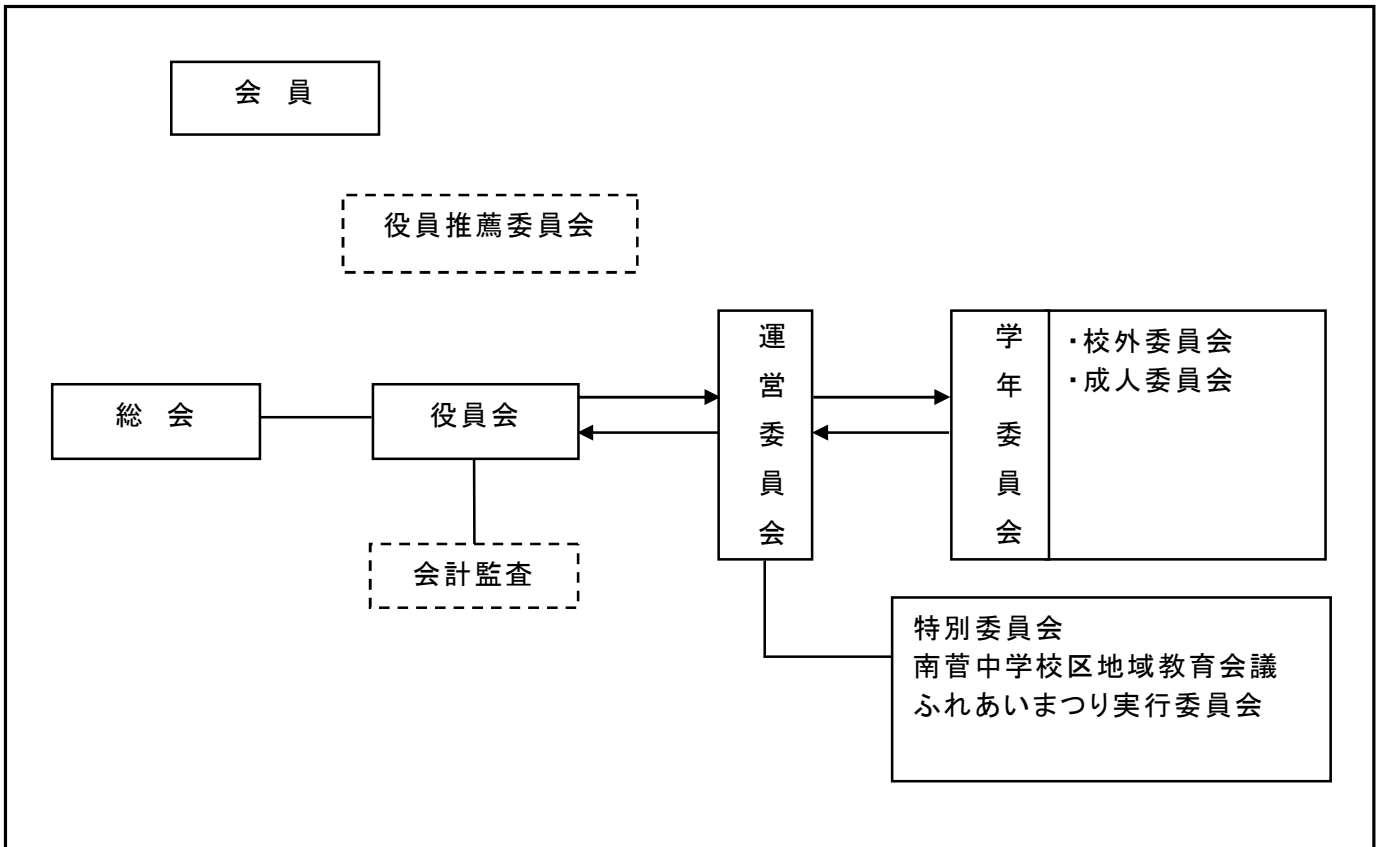
第六章 個人情報の取扱い

第10条

- (1) この会は個人情報の重要性を認識し「個人情報保護法」に基づき、この会で取り扱う個人情報の取得、利用管理を適切に行う。
- (2) この会における個人情報の管理者は会長とし、取扱者は役員及び委員会とする。
- (3) 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (4) 取得した個人情報は、以下の目的のために利用する。
 - ・ 西菅小学校PTAの活動と、活動における連絡および文書等の発送
 - ・ 総会等の資料および広報誌、手紙等への掲載
 - ・ 「PTA活動記録カード」・・・役員選出時の連絡、役員履歴の把握
 - ・ 「役員名簿」「各委員会名簿」・・・役員周知、役員把握
 - ・ 行事や研修会を撮影した写真画像・記録、広報誌、手紙掲載
(画像は個人が特定されないよう配慮して掲載する。)
- (5) 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄するものとする。
- (6) 個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切に行う。
- (7) 学校が管理する児童名簿(学年・クラス・氏名)を西菅小学校PTAと共有する。この個人情報の取り扱いについても、(1)～(6)を遵守する。
- (8) P T A 休止時は、西菅小学校保護者が設立したボランティア団体が個人情報を管理し、取り扱いについてはP T A 規約に基づくものとする。

附 則

- 第11条 規約は総会の議決をもって改正することができる。
- 第12条 この規約は平成2年6月15日より実施する。
- 第13条 この規約を平成3年3月4日に一部改正する。
- 第14条 この規約を平成7年5月10日に一部改正する。
- 第15条 この規約を平成10年2月21日に一部改正する。
- 第16条 この規約を平成11年5月28日に一部改正する。
- 第17条 この規約を平成16年3月12日に一部改正する。
- 第18条 この規約を平成22年3月8日に一部改正する。
- 第19条 この規約を平成25年3月5日に一部改正する。
- 第20条 この規約を平成26年3月4日に一部改正する。
- 第21条 この規約を平成27年3月5日に一部改正する。
- 第22条 この規約を平成28年3月2日に一部改正する。
- 第23条 この規約を平成30年3月2日に一部改正する。
- 第24条 この規約を令和2年7月31日に一部改正する。
- 第25条 この規約を令和3年3月5日に一部改正する。
- 第26条 この規約を令和3年3月5日に一部改正する。
- 第27条 この規約を令和3年5月7日に一部改正する。
- 第28条 この規約を令和5年1月17日に一部改正する。
- 第29条 この規約を令和5年3月3日に一部改正する。
- 第30条 この規約を令和5年9月1日に一部改正する。
- 第31条 この規約を令和6年3月1日に一部改正する。
- 第32条 この規約を令和6年4月26日に一部改正する。
- 第33条 この規約を令和7年3月10日に一部改正する。
- 第34条 この規約を令和8年3月9日に一部改正する。



川崎市立西菅小学校PTA慶弔規定

- 第1条 この規定は川崎市立西菅小学校PTA規定とし、児童・会員の慶弔に関して会を代表して慶弔の意を表す。
- 第2条 慶弔金
1. 児童 相当額の弔慰金
 2. 会員 相当額の弔慰金
- 第3条 病気・負傷・災害見舞
1. 会員児童病気負傷
但し、連続3週以上入院又は自宅加療の時。
 2. 会員災害の場合は、運営委員会で会議の上決定する。
- 第4条 この規定以外の特別な事情のある時は、役員会の上考慮する。但し、緊急の場合においては、会長の渉外事項として対処する。
- 第5条 この規定の改廃は運営委員会の合意により行う。
- 第6条 この規定は平成2年6月15日より実施する。
- 第7条 この規定を平成30年3月2日に一部改正する。
- 第8条 この規定を令和3年3月5日に一部改正する。
- 第9条 この規定を令和8年3月9日に一部改正する。